

2013年5月16日(木)

公益財団法人 日本サッカー協会
2013年度 第2回理事会

協議事項

1. ユニフォームへの「がんばろう〇〇」等震災復興関連メッセージ表示の件

ユニフォームのスローガン・メッセージの表示が「サッカー競技規則」で禁じられている事は周知されているが、その一方で東日本大震災という未曾有の災害からの復興はまだ道半ばであり、物資・金銭による応援のみならず、精神的な応援もまだまだ必要な状況にある。

2011年度第3回JFA理事会において、2011年度に限り、復興支援を主旨とするメッセージをユニフォームおよび靴（スパイク等）に表示することを、Jリーグ所属クラブを含めて全てのカテゴリーの試合で認めた経緯がある。

2013年度になっても復興関連メッセージの表示を希望する地域のクラブがあること、また、2013年度も引き続き登録料免除の制度を続けていることから、今後メッセージの表示については以下の通り運用したい。

- (1) メッセージの表示内容は、東日本大震災からの復旧、復興支援を趣旨とするメッセージに限る。
- (2) メッセージの表示は、ユニフォーム規程第7条に基づく表示箇所・サイズを守るものとする。
- (3) メッセージの表示が認められるチームは、所属リーグが地域リーグ以下のチームとする。JリーグのみならずJFLなどアマチュアのトップリーグ所属のチームは認められない。

個々の申請の是非々々についての判断は、以上の原則に基づき、本協会事務局にお任せいただくことを併せてお諮りする。なお、本件については当面期限を設けずに運用致したい。

参考—「サッカー競技規則」

第4条、国際評議員会の決定

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のもので、それぞれに個別のものである。

- 袖のあるジャージーまたはシャツ——アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの袖の主たる色と同じでなければならない。
- ショーツ——アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。
- ストッキング
- すね当て
- 靴

国際評議員会の決定

決定1

競技者は、スローガンや広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。身につけなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけてはならない。スローガンや広告を見せるためにジャージーまたはシャツを脱いだ競技者は、競技会の主催者

によって罰せられる。身につけなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なメッセージをつけた競技者のチームは、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

- * 個人的メッセージとは、単に一個人のメッセージのみならず、チームや団体個々（パーソナルな）メッセージを含む。

2. 日本サッカーミュージアム 協力「出張展示」の件

NHK スタジオパークの企画展に協力し、日本サッカーミュージアムの出張展示をしたい。

企画展：世界を青く！ 日本代表に熱い声援を

コンフェデレーションズカップは、NHK-BS1。

～日本サッカーミュージアム@NHK スタジオパーク～ 展（仮称）

会 期：6月10日（月）～7月2日（火）

会 場：NHK スタジオパーク スタジオギャラリー

主 催：NHK

協 力：日本サッカーミュージアム、エルゴラッソ

内 容：「日本サッカーミュージアム」が所蔵する、過去にコンフェデレーションズカップに出場した日本代表チームの関連品の展示と、今大会の概要についての情報告知。

（対戦国チームのパネル紹介、大会速報写真パネルの展示等）

担 当：一般財団法人 NHK サービスセンター

※ 本企画展に協力することの目的として、「日本サッカーミュージアム」（文京区本郷）と「NHK スタジオパーク」（渋谷）との共同企画でスタンプラリー等を実施することにより、サッカーミュージアムへの来場を促進する。

3. 部会員交代の件

競技会委員会 第2種大会部会

現) 部会員(関西) 松田 司 (まつだ つかさ)

↓

新) 田内 成人 (たうち しげと)

交代理由：松田氏の全国高等学校体育連盟サッカー専門部副部長への就任に伴い、大阪高等学校体育連盟サッカー専門部委員長兼近畿高等学校体育連盟サッカー専門部委員長の田内氏へ交代。

4. サッカーの活動現場における暴力根絶の件

(協議) 資料No.1

前回理事会での協議を受け、以下のとおり具体的な取り組みを実施したい。

1. 啓発活動

① 「登録指導者」に対する取り組み

登録指導者向け機関誌「テクニカルニュース 55号・5月末発行」に「宣誓書」（別紙）を同封。

サッカーの指導現場においての今後一切の暴力根絶の宣誓として署名・返信をしてもらい

暴力根絶を促す。

②「登録チーム」に対する取り組み

登録チーム向け機関誌「JFA news 6月号」に「宣誓書」（別紙）を同封。

登録チームの代表者からチーム内の登録指導者及び資格を持っていない指導者について、サッカーの指導現場においての今後一切の暴力根絶の宣誓として署名・返信をしてもらい暴力根絶を促す。

③「選手」に対する取り組み

登録チーム並びに登録指導者を通じて「リスペクト」の精神を徹底し、選手同士の暴力根絶を促す。

5. 普及活動担当者研修会開催の件

普及（キッズ）事業を地域・都道府県内でより効果的に推進するために、都道府県サッカー協会と全国各地のJクラブとの一層の連携が不可欠だと考えている。

今回の研修会では、Jクラブにおいて日頃から普及事業に責任者の立場で関わっている方々を対象に、日本サッカーの発展における普及の意義の再確認、普及に関するJFA及び各クラブでの取り組み好事例や課題を共有する。さらには、FIFAが推奨しているグラスルーツフェスティバルを実習し、フィロソフィーやメソッドの理解を深め、都道府県内及びJクラブ内での活動において活用してもらうことで普及推進を図る。

①期 日：6月13日（木）～15日（土）

②場 所：清水ナショナルトレーニングセンター J-STEP

③対象者：各クラブ1名 普及（キッズ年代）に責任者の立場で関わっている人

④経 費：JFAにて、各クラブ1名分の往復交通費、宿泊費を負担。

6. プレジデント・ミッションの件

I. 2013年度「47F A公益目的事業等活動支援金」の交付について

2012年度第12回理事会において決定した「2013年度47F A公益目的事業等活動支援金」の交付額を、以下の通り減額したい。

対象F A：栃木県サッカー協会

減額する金額：2,169,842円（決定額の10%相当）

減額後の交付金額：19,528,582円

【減額理由】

2012年度の47F A公益目的事業等活動支援金の実績報告において、交付要項の7.5)に規定された報告書提出期限を守らず、大幅に遅れるなど、支援金の管理が不適切であったため。

※ [参考] 減額後の支援金合計額：931,563,064円